

津幡町不妊治療費一部助成について

○助成内容

治療の種類	一般不妊治療	生殖補助医療(旧特定不妊治療) 生殖補助医療に付随する先進医療以外の不妊治療
助成金額	出産1回あたり 自己負担額の2分の1 (上限5万円)	1回の治療 ¹⁾ につき自己負担額の2分の1(上限5万円) 治療期間の初日における妻の年齢 40歳未満…1出産につき6回まで 40歳以上43歳未満である場合…1出産につき3回まで

注1) 1回の治療とは、採卵術(実施するための準備を含む。)から胚移植術(その結果の確認を含む。)までの一連の診療過程を指す。ただし、既に凍結保存されている胚を用いて凍結・融解胚移植術を実施する場合には、当該胚移植の準備から結果の確認までを指す。

○助成対象者

夫婦(事実婚を含む)であり、以下全てに該当する者

- ・夫婦の両者または一方が、治療を開始した1年以上前の日から助成の申請をした日まで引き続き津幡町に住所を有する。
- ・医療保険に加入している。
- ・治療開始時において妻の年齢が43歳未満である。

○申請に必要なもの

【提出が必要なもの】

- ①不妊治療費助成交付申請書(請求書)
- ②医療機関受診等証明書(一般不妊治療または生殖補助医療)
(院外処方費用も申請する場合は薬局でも同書類を記載してもらう必要があります)
- ③申請に係るすべての医療機関の領収書・明細書の原本

【書類提出時に提示が必要なもの】(提出書類の記載と間違いがないか確認します)

- ④夫婦の保険証
- ⑤振込先(銀行名・支店名・口座番号)のわかるもの

※以下⑥～⑩に該当する場合はそれぞれ書類を提出してください

- ⑥高額療養費制度の対象となる…限度額適用認定証の写し
(治療費の支払い後に高額療養費の手続きを行い払戻しがあった場合は、その金額がわかる書類)
- ⑦健康保険に付加給付制度がある…給付額が分かる書類の写し
(付加給付についての詳細は各健康保険組合にお問い合わせください)
- ⑧夫婦とも町内在住だが世帯が異なる…戸籍謄本
- ⑨夫婦の一方が津幡町民でない…町民でない方の住民票
- ⑩事実婚である…事実婚に関する申立書及び夫婦それぞれの戸籍謄本

※裏面に注意事項があります。必ずご覧ください。

○申請期限

治療を受けた日の属する年度内（1年度は4月1日から翌年の3月31日まで）

例：令和4年12月10日に終了した場合は令和5年3月31日まで

※注意事項

- ・申請書の提出をもって助成申請を受け付けます。都合上、申請期限内に書類がそろわない場合でも、先に申請書を窓口に出してください。
- ・領収書の原本の提出・提示がない場合は医療機関の証明があっても助成対象外となりますので、ご了承ください。
- ・一度お預かりした領収書はお返しできません。ご自身の控えとして原本が必要な場合は、ご自身でコピーしたものを原本とともに提出してください。手続き終了後に、後日原本を郵送でお返しします。

○申請先・問合せ先

津幡町健康推進課

TEL：288-7926